

【総領事館からのお知らせ：平成29年度の旅券・領事手数料について】

平成29年3月14日（総17第04号）
在デンパサール日本国総領事館

例年4月1日付で旅券・領事手数料の改定を行っており、この度平成29年度分の手数料額が決定いたしましたので、主なものについて以下のとおりお知らせします。

なお、新手数料は4月1日以降に申請を受理したものから適用されます。

（例：3月31日申請受付、4月3日交付の場合→平成28年度手数料）

（単位はルピア）

申請区分	平成29年度	（平成28年度）
1. IC旅券		
(1)10年旅券	1,950,000	(1,760,000)
(2-a)5年旅券	1,340,000	(1,210,000)
(2-b)申請時12歳未満	730,000	(660,000)
(3)査証欄増補	300,000	(270,000)
2. 証明		
(1)在留証明	150,000	(130,000)
(2)出生・婚姻等の証明	150,000	(130,000)
(3)署名証明	210,000	(190,000)
3. 査証(ビザ)		
(1)一般入国査証	370,000	(330,000)
(2)数次入国査証	740,000	(660,000)
(3)通過査証	90,000	(80,000)

※旅券・領事手数料の基準邦貨額に変更はなく、財務省が毎年行う邦貨とインドネシア通貨との換算レートの見直しに伴う改定です。

以上